

認定訪問療法士 要綱細則 新旧対照表

旧	新
(認定申請の手続き) 第 5 条 要綱第 7 条を満たした会員は、要綱第 4 条第 4 項認定応用研修会受講後 100 日以内に、次に掲げる様式を提出する。また、認定審査料は、11,000 円（税込）とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。 2 項以降省略 (附則) 本要綱細則は、平成 25 年 6 月 9 日から施行する。 本要綱細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 本要綱は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。 本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	(認定申請の手続き) 第 5 条 要綱第 7 条を満たした会員は、要綱第 4 条第 4 項認定応用研修会受講後 60 日以内に、次に掲げる様式を提出する。また、認定審査料は、11,000 円（税込）とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。 2 項以降省略 (附則) 本要綱細則は、平成 25 年 6 月 9 日から施行する。 本要綱細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 本要綱は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。 本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 本要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 本要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。